

六甲山系グリーンベルトの森づくり実施要領

国土交通省 近畿地方整備局 六甲砂防事務所

(目的)

第1条 六甲山系グリーンベルト整備事業の一環として、土砂災害防止及び良好な都市環境・風致景観等に資する森づくりを、NPOまたは市民団体、企業等の参画と協働により推進するとともに、健全なレクリエーションの場として、教育や地域の交流・活性化・社会貢献活動等に活用することを目的として、本実施要領を定めます。

(定義)

第2条 本実施要領において、「六甲山系グリーンベルトの森づくり」(以下、「森づくり」という。)とは、次に示す活動をいいます。

- (1) 土砂災害に強い森づくり
- (2) 良好な景観と自然環境を守る森づくり
- (3) 自然と親しめる場の提供を目指す森づくり

2 本実施要領において、「森の世話人」とは、六甲山系グリーンベルト整備事業地において、森づくりを実施しようとするNPOまたは市民団体、企業等をいい、森づくり活動の運営主体として広く市民参加を進めるものとしします。

(実施方法)

第3条 六甲山系グリーンベルト整備事業地において、森づくりを実施しようとするNPOまたは市民団体、企業等は、「確認書(様式1)」及び森づくりの方針、実施しようとする地区、活動内容等を記した「森づくり計画書(様式2)」を六甲砂防事務所長に提出するものとしします。

2 六甲砂防事務所長は、提出された「確認書」及び「森づくり計画書」が「森づくり」の内容として適当であることを確認した上でこれを受理し、提出者を「森の世話人」として登録します。

3 六甲砂防事務所長は、公有地化された山林のうち森づくりに適した箇所を森づくりの活動地(以下「活動地」という)として「森の世話人」に提供するとともに、森づくりに必要な資機材の貸与・支給などにより、「森の世話人」を支援します。

4 「森の世話人」は、定められた活動地における森づくりについて、活動時期・活動範囲・活動内容・参加予定人数、六甲砂防事務所長に要望する支援の内容等を記した「年間活動計画書(様式3)」を、1年目は活動開始まで、2年日以降は1月31日までに六甲砂防事務所長に提出するものとしします。

- 5 「森の世話人」の登録の期間は、「確認書」及び「森づくり計画書」が受理された日から12月31日までとします。ただし、翌年の年間活動計画書を六甲砂防事務所長に提出することにより、登録期間は自動的に1年間延長されるものとします。
- 6 森づくり活動の円滑な実施のため、六甲砂防事務所長は「森の世話人活動支援事務局」を設置するものとします。
森の世話人活動支援事務局は、上記書類提出の提出窓口となる他、森の世話人活動に関する各種支援を行うものとします。

(活動の要件)

- 第4条 森づくりは、1活動地につき年2回以上行うものとします。
- 2 森づくりは、不特定多数が参加できるものとします。
 - 3 「森の世話人」は、活動地において森づくりを実施する際、その都度、事前に当日の代表者名、活動予定者数、活動内容、要望する支援等を記した「活動届(様式4)」を、森の世話人活動支援事務局に書面、FAX またはメールにより連絡し、必要な調整を行うものとします。
 - 4 「森の世話人」は、森づくり実施後できるだけ速やかに、「活動報告(様式5)」を森の世話人活動支援事務局に書面・FAX またはメールより提出するものとします。
 - 5 「森の世話人」は、活動地に係る法令、条例、規則等を遵守するものとします。
 - 6 森づくりを実施する際は、活動地、活動地へのアクセス道などにおいて、近隣住民や登山者への配慮を行うものとします。
 - 7 「森の世話人」は、活動参加者に対して、活動に伴うゴミは持ち帰るように指導し、活動地及びその周辺における環境美化に努めるものとします。
 - 8 「森の世話人」は、森づくりの参加者に対して、たばこの投げ捨て禁止等火の始末の注意を呼びかけ、山火事の防止に万全を期すとともに、万一山火事が発生した場合には、直ちに消防関係機関及び六甲砂防事務所長に連絡するものとします。
 - 9 活動地において、六甲砂防事務所長が緊急時または砂防事業等に支障が出ると判断した場合は、「森の世話人」は六甲砂防事務所長の指示に従うものとします。
 - 10 六甲砂防事務所長は、「森の世話人」が本要領に違反する行為をした場合、六甲砂防事務所長の指示に従わない場合において、「森の世話人」の登録を抹消することができます。

(行為の制限・禁止)

- 第5条 次の行為は行わないこととしますが、その必要がある場合は事前に協議し、必要な手続きを行うものとします。

- (1) 工作物の新築
 - (2) 土地形状の改変
 - (3) 木竹の伐採（年間活動計画書に明示されたものを除く）
 - (4) 採取・狩猟
- 2 次の行為は禁止します。また、行われたと認められる場合には、ただちに行為を停止し、行為者により原状回復を行うものとします。
- (1) 投棄、汚染、汚濁
 - (2) 営利を目的とした行為
 - (3) その他、土砂災害防止に支障がある行為

（支援内容）

第6条 「森の世話人」の要望に基づき、六甲砂防事務所が予算の範囲内で行う支援は次のとおりとします。なお、支援を実施する場合の時期、数量等については、年間活動計画書・活動届等により、事前に十分調整を図るものとします。

- (1) 活動地の提供
 - (2) スコップ等、保有資機材の貸与
 - (3) 苗木等、グリーンベルト整備に必要な資材の支給
 - (4) 大径木の伐採、地ごしらえ等、グリーンベルト整備に必要な役務の提供
 - (5) 年間活動計画書策定等に当たっての助言
 - (6) 道具の使い方その他の技術指導等
- 2 前項に規定する内容以外に発生する費用は、「森の世話人」が負担するものとします。

（異常の報告）

第7条 「森の世話人」は、活動地及びその周辺において地盤、樹木等の異常及び危険を発見した場合は、速やかに六甲砂防事務所長に報告するものとします。

（安全の確保）

第8条 「森の世話人」は、自己の責任において作業を行い、法令を守り、活動地において事故等が発生しないよう安全に十分配慮するものとします。

- 2 中学生以下の者が参加する場合は、必ず保護者または監督者が同伴するものとします。
- 3 森づくり中に発生した事故および第三者との紛議については、「森の世話人」の責任において対応するものとし、六甲砂防事務所長はその責を負いません。
- 4 「森の世話人」は、万一事故が発生し、参加者が負傷等した場合の補償等の責任の所在について、あらかじめ参加者に対し明示するとともに、必要に応じ、参

加者を傷害保険等へ加入させる、または傷害保険等への加入を呼びかける等の措置をとるものとします。

- 5 危険を伴う大径木の伐採は、原則として六甲砂防事務所が実施するものとし、「森の世話人」が実施する場合には、六甲砂防事務所の指導のもとに行うものとします。

(事故の報告)

第9条 森づくり中に事故が起こった場合は、速やかに六甲砂防事務所長に連絡するものとします。

(帰属)

第10条 森づくりにより植えた樹木等は、六甲砂防事務所に帰属します。

(「森の世話人」の権利)

第11条 「森の世話人」の活動の内容は、活動報告や社会貢献活動等として、自身のホームページに掲載するなどの広報をすることができます。

- 2 「森の世話人」は、六甲砂防事務所長の承諾を得て、活動地内に簡易な看板等を設置し、登山者等に対し自らの活動を広報することができます。
- 3 「森の世話人」は、六甲砂防事務所長の承諾を得て、活動地に適当と認められる愛称を付けることができます。

(その他)

第12条 「森の世話人」が行う森づくりについて、六甲砂防事務所のホームページ等で紹介する場合があります。

- 2 六甲砂防事務所長は、「森の世話人」に提供した活動地について、活動箇所や活動内容を調整の上、他団体に重複して提供する場合があります。
- 3 この要領に定めのない事項または疑義が生じた場合は、六甲砂防事務所長と「森の世話人」が協議して定めるものとします。

附則

この要領は、平成20年7月7日から施行する。

平成21年2月26日一部改訂